

議 事 日 程 (3)

令和6年3月15日 午前10時00分開会

- 日程第1 議案第7号 芦屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議案第8号 芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第9号 芦屋町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第10号 芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第11号 芦屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第12号 芦屋町障がい理由とする差別の解消の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第13号 芦屋町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第14号 芦屋町人・農地プラン検討委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第15号 芦屋釜の里設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第16号 芦屋町歴史民俗資料館設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第17号 芦屋町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第18号 令和5年度芦屋町一般会計補正予算 (第7号)
- 第13 議案第19号 令和5年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算 (第2号)
- 第14 議案第20号 令和5年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)
- 第15 議案第21号 令和5年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)
- 第16 議案第22号 令和5年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算 (第2号)
- 第17 議案第23号 令和5年度芦屋町給食センター特別会計補正予算 (第2号)
- 第18 議案第24号 令和5年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算 (第1号)
- 第19 議案第25号 令和5年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算 (第2号)

- 第20 議案第26号 令和6年度芦屋町一般会計予算
- 第21 議案第27号 令和6年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計予算
- 第22 議案第28号 令和6年度芦屋町国民健康保険特別会計予算
- 第23 議案第29号 令和6年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算
- 第24 議案第30号 令和6年度芦屋町国民宿舎特別会計予算
- 第25 議案第31号 令和6年度芦屋町給食センター特別会計予算
- 第26 議案第32号 令和6年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算
- 第27 議案第33号 令和6年度芦屋町公共下水道事業会計予算
- 第28 議案第34号 芦屋東小学校校舎大規模改修工事（その1）請負契約の締結について
- 第29 議案第35号 緑ヶ丘団地9棟エレベーター設置工事（その2）請負契約の締結について
- 第30 発議第1号 「芦屋港レジャー港化」の早期実現を求める決議について
- 第31 議案第36号 芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第32 議案第37号 令和5年度芦屋町一般会計補正予算（第8号）

【 出席議員 】 （12名）

1番 中西 智昭	2番 田中 太	3番 香田 一之	4番 長島 毅
5番 萩原 洋子	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 貝掛 俊之
9番 妹川 征男	10番 辻本 一夫	11番 川上 誠一	12番 内海 猛年

【 欠席議員 】 （なし）

【 欠員 】 （なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 横田 和雄 書記 山城 朋美

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三榎賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	小田武文	税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	村尾正一
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	本郷宣昭
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	新開晴浩				

【 傍 聴 者 数 】 2名

午前 10 時 00 分開会

○議長 内海 猛年君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。それでは直ちに本日の会議を開きます。

○議長 内海 猛年君

お諮りします。日程第 1、議案第 7 号から日程第 30、発議第 1 号までの各議案について、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。

○総務財政常任委員長 本田 浩君

おはようございます。

報告第 5 号、芦屋町議会議長、内海猛年殿、総務財政常任委員会委員長、本田浩。

総務財政常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告をします。

議案第 7 号、満場一致、原案可決。

議案第 18 号、賛成多数、原案可決。

議案第 19 号、満場一致、原案可決。

議案第 24 号、満場一致、原案可決。

議案第 25 号、満場一致、原案可決。

議案第 26 号、賛成多数、原案可決。

議案第 27 号、満場一致、原案可決。

議案第 32 号、満場一致、原案可決。

議案第 33 号、満場一致、原案可決。

発議第 1 号、賛成多数、原案可決。

以上です。

○議長 内海 猛年君

次に、民生文教委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教委員長。

○民生文教常任委員長 萩原 洋子君

報告第6号、芦屋町議会議長、内海猛年殿、民生文教常任委員会委員長、萩原洋子。

民生文教常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第8号、満場一致、原案可決。

議案第9号、満場一致、原案可決。

議案第10号、満場一致、原案可決。

議案第11号、満場一致、原案可決。

議案第12号、満場一致、原案可決。

議案第13号、満場一致、原案可決。

議案第14号、満場一致、原案可決。

議案第15号、満場一致、原案可決。

議案第16号、満場一致、原案可決。

議案第17号、満場一致、原案可決。

議案第18号、満場一致、原案可決。

議案第20号、満場一致、原案可決。

議案第21号、満場一致、原案可決。

議案第22号、満場一致、原案可決。

議案第23号、満場一致、原案可決。

議案第26号、賛成多数、原案可決。

議案第28号、賛成多数、原案可決。

議案第29号、賛成多数、原案可決。

議案第30号、満場一致、原案可決。

議案第31号、賛成多数、原案可決。

議案第34号、満場一致、原案可決。

議案第35号、満場一致、原案可決。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

以上で報告は終わりました。

それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出書が別紙のとおり提出されておりますので、報告いたします。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、総務財政委員長に対する質疑を打ち切ります。
次に、民生文教委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、民生文教委員長に対する質疑を打ち切ります。
以上で質疑を終わります。
ただいまから討論及び採決を行います。
まず日程第1、議案第7号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。
ただいまから採決を行います。
お諮りします。日程第1、議案第7号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第7号は原案を可決することに決定いたしました。
次に日程第2、議案第8号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。
ただいまから採決を行います。
お諮りします。日程第2、議案第8号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第8号は原案を可決することに決定いたしました。
次に日程第3、議案第9号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第9号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第9号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第4、議案第10号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第4、議案第10号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第10号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第5、議案第11号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第5、議案第11号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第11号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第6、議案第12号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第6、議案第12号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第12号は原案を可決することに決定いたしました。次に日程第7、議案第13号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第7、議案第13号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第13号は原案を可決することに決定いたしました。次に日程第8、議案第14号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第8、議案第14号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第14号は原案を可決することに決定いたしました。次に日程第9、議案第15号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第9、議案第15号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第15号は原案を可決することに決定いたしました。
次に日程第10、議案第16号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。
ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第10、議案第16号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第16号は原案を可決することに決定いたしました。
次に日程第11、議案第17号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。
ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第11、議案第17号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第17号は原案を可決することに決定いたしました。
次に日程第12、議案第18号の討論を許します。妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

9番、妹川です。

議案第18号、令和5年度芦屋町一般会計補正予算に反対し、反対討論に参加します。芦屋港活性化推進費が、5,735万4,000円が減額されております。これは主に全天候型施設整備が取りやめられたことによるものであり、当然なことと考えます。全天候型施設整備を取りやめたことは評価できますが、そもそも、砂像屋内展示施設は鳥取市の全天候型をまねたものと思われ、鳥取砂丘という自然の砂丘の背後地に立地するものであり、観光地として集客力が高いと評価されています。しかしながら、我が町の芦屋海岸は人為的な災害であり、荒廃化した

浜でもあります。その背後地に施設設備をする発想に私はずさんな計画であると認識し、当初から全天候型施設設備予算に反対してきました。よって、この補正予算には反対いたします。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第12、議案第18号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

賛成多数であります。よって、議案第18号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第13、議案第19号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第13、議案第19号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第19号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第14、議案第20号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第14、議案第20号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第20号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第15、議案第21号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第15、議案第21号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第21号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第16、議案第22号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第16、議案第22号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第22号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第17、議案第23号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第17、議案第23号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第23号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第18、議案第24号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第18、議案第24号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第24号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第19、議案第25号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第19、議案第25号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第25号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第20、議案第26号の討論を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

議案第26号、令和6年度芦屋町一般会計予算に対する反対討論を行います。

令和6年度の一般会計予算には、観光や文化・芸術の予算がかなり上げられてます。芦屋町は「芦屋千軒、関千軒」とうたわれたように歴史があり、芦屋釜のような貴重な文化財や資料が多くあります。また玄界灘にも面しており、以前は白砂青松の美しい海岸線があり、海水浴や水族館、企業の別荘地など観光客も多く訪れていました。私は文化、芸術、観光などの保存拡充すること、海岸の整備をすることが必要なことだと思っています。しかし、一般会計予算には2つの問題点があります。

第1に日本国憲法第8章地方自治では、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」とうたっています。地方自治の本旨とは、1団体自治と、2住民自治であることから、町長は町民の声に基づき町政を主体的に運営することが求められています。また、地方自治法第1条の2では、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ること

を基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うもの」となっています。町政の基本は、住民の福祉の増進を図ることにあります。この観点からすれば、町民の声を聞かず、老人憩の家の廃止や学校給食費の値上げなど、福祉・教育を後退させることは看過できないものです。

第2に予算の中には行政デジタル化やマイナンバーの予算が含まれていることです。岸田政権は新しい資本主義の重要な柱としてデジタル田園都市国家構想を掲げ、自治体DX（地方におけるデジタルトランスフォーメーション）を企業の利益につなげるために積極的に取り組んでいます。これは、国・自治体が保有する個人情報に公権力を行使して取得、申請・届出に伴い義務として提出されたもので、企業が保有する顧客情報とは比べ物にならない多岐にわたる膨大な情報です。これを利活用するには行政のデジタル化が必要で、個人情報まで官業の解放の対象としているのです。「匿名加工している」と言い訳したところで個人情報を守る責務を放棄し、本人同意なく目的外に流用し、企業のもうけのために外部提供することが行政の仕事と言えるでしょうか。

デジタル化により便利になる部分もあるでしょう。しかし、デジタル改革関連法はプライバシー権の侵害、利益誘導、官民癒着の拡大、行政の住民サービスの後退など多くの問題点があります。さらに、マイナンバー制度について政府は、利便性向上をアピールし、マイナンバーの情報連携やマイナンバーカードと保険証との一本化を進めています。取得は国民の任意であるマイナンバーカードの宣伝・普及に力を入れ、危険性はまともに伝えず、多くの国民の不安や疑問を置き去りにし、マイナポイントまで付与して利用拡大を進めた政府の姿勢は問題です。個人情報を一元化し、守るべき個人情報が流出するリスクを認めることはできません。

以上のことから、令和6年度の一般会計予算に反対を表明いたします。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませつか。本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

日程第20、議案第26号、令和6年度芦屋町一般会計について、賛成の立場で討論を行います。

令和6年度歳入歳出予算は地方交付税、国庫支出金が増額され、歳入合計が5.3億円増額された金額が計上され、ボートレース事業局からの繰入れ7億円を含めて歳入合計が95億6,300万円となっております。歳出については増額された金額も含めて、内容に応じた多種多様な施策がしっかりと歳出予算の中に組み込まれており、町民の安全・安心の上、福祉の向上に役立つ施策が計上されております。近年のペーパーレス化対応としてタブレット端末の購入費を計上されており、これは地方自治体のデジタルトランスフォーメーションの推進の有効になると思われます。また、役場内で使用する基幹システムであります住民基本台帳、国民年金、介護保険など

のシステムの標準化を視野に入れた予算が計上されております。公有財産関係では土地開発基金が所有している土地を精査し、必要に応じて用途売却の予算が計上されております。このことは有効土地の少ない芦屋町にとって、新たな転入者のきっかけづくりにつながるかと思えます。今後、芦屋町を担っていく人材育成事業においては、補助金内容について補助金や補助率の拡充を図り、人材育成の大幅な見直しを行っております。このことは今後大きく人材育成に期待ができる場所でもあります。また、防災関係におきましては、平素の活動がしやすいように消防団活動で使用する活動服の購入や防災倉庫の整備が計上されております。また自主防災組織事業としては、自治区の防災強化のためにコミュニティ助成事業が活用されております。このほかにも最少の経費で最大の効果が得られるような、費用対効果を意識した施策が成果の中に多数計上されております。

以上のことから、令和6年度芦屋町一般会計予算が評価できる内容となっていることをもって賛成といたします。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

9番、妹川です。議案第26号、令和6年度芦屋町一般会計予算に反対の立場で反対討論に参加します。

一般会計予算の内容には問題点が数点あります。しかし、今回は芦屋港活性化推進費1億3,660万円に限って反対意見を述べたいと思います。業務委託料として外部人材業務委託、Web3基盤構築業務委託、芦屋港活性化事業整備計画策定業務委託、サウンディング型市場調査業務委託、このような項目がありますね。そして2番目に設計委託料として、広場等整備設計委託、飲食直売施設整備設計委託の合計額1億3,661万8,000円です。平成31年に芦屋港活性化基本計画が策定されて以来、今日までにレジャー港化の管理運営組織の将来イメージ、外部人材体制の強化及び今後の事業推進体制等に向けての構想が具体的に進められてきました。芦屋港レジャー港化に向けて今日まで費やした費用総額は、新年度予算1億3,660万円を含めて3億5,700万円になっております。老人憩の家の予算に投じておれば、3か所建物が完成したことになります。この1億3,660万円を町民の生活に密着した福祉・教育などの予算に回すべきであったと考えます。

一方、芦屋港レジャー港化の舞台となる芦屋海岸は、響灘から吹きすさぶ強風により植樹した松は砂に埋もれるなど、ますますすさんだ状況になっています。もはや芦屋港レジャー港化を推進する場合ではないのではありませんか。また、芦屋港から搬出入する砂業者の大型トラックは相も変わらず頻繁に町中を運行し、地域住民の不安は計り知れないものです。しかも大型プロジ

ェクト計画でありながら住民説明会を1度も実施することなく、次々と予算が執行されており、町民をないがしろにした政策であり、町民からの理解は到底得られないと考えます。今回の予算も業務委託料、設計委託料として計上していますが、集客の目玉である全天候型の施設設備が突如として取りやめられました。芦屋港レジャー港化は玄海レクリゾート計画が頓挫した道をたどっており、同じ轍を踏むのではないかと判断し、この議案に反対します。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

5番、萩原です。議案第26号、令和6年度芦屋町一般会計予算について賛成の立場で討論いたします。

歳入については、町税は減少しているものの、モーターボート競走事業会計からの7億円の繰入れや町の貯蓄にあたる財政調整基金、競艇収益まちづくり基金などの繰入れが計上され、町財政の安定を図っている予算となっております。歳出については芦屋港活性化事業整備計画策定やレジャープール改修工事、魚見公園整備事業などの観光レジャーに関する予算が計上されています。特に、屋港活性化事業整備計画の策定については、令和8年度の開業を目指し、具体的な事業計画が出てきたことは評価できると考えております。また、放課後塾の実施や芦屋東小学校校舎大規模改修、テニスコート改修、歴史資料館LED化などの教育、スポーツ、文化に関する予算の計上、さらには緑ヶ丘団地改修工事やプレミアム付き商品券の発行補助といった物価高騰対策の費用なども計上されており、住民の暮らしに寄り添う予算となっていると考え、私は評価いたしました。

よって、この議案に賛成いたします。以上で討論を終わります。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第20、議案第26号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

賛成多数であります。よって、議案第26号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第21、議案第27号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第21、議案第27号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第27号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第22、議案第28号の討論を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

令和6年度芦屋町国民健康保険特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

国が法定外繰入れの縮減を求めている中、芦屋町も県が示す国保基準税率に合わせるよう税率を改正し、国保税が値上げされました。今後8年間で4回に分けて国保税の値上げが行われます。県の標準保険税率は制度上、参考値にすぎません。最終的に保険料税率を決めるのは町です。国保の保険料は今でも同じ収入の会社員が支払う健康保険料と比べて2倍も高いのが実態です。国保加入者の高齢化、貧困化が進む一方、国が国庫負担の削減、抑制を続けてきたためです。かつて国は国保財政に42%を投入していましたが、1984年の法改正で30.5%に削減し、2018年には国庫負担を1兆円削減しています。国民健康保険は加入者の多くが低所得者であり、加入者自身で支えるという制度の構造そのものに限界が来ています。経済の行き詰まりと物価高騰で、所得の低い人ほど困難な生活を強いられています。国保税をさらに値上げすれば、物価高騰で厳しい暮らしに追い打ちをかけることとなります。国保加入者の命と暮らしを守る観点から、本予算は認められません。また、厚労省が今年の秋に健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証に移行するとしています。そのためのシステム改修に関わる予算が、国保特別会計にあげられています。住民の反対が根強いマイナ保険証への一本化指針は撤回するよう国に意見を述べることを求めて、反対討論といたします。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第22、議案第28号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手]

○議長 内海 猛年君

賛成多数であります。よって、議案第28号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第23、議案第29号の討論を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

令和6年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論を行います。

後期高齢者医療は2008年4月から始まり、16年が経過しました。2年ごとに保険料の見直しが行われ、2024年は改定の時期です。2月14日に行われた福岡県後期高齢者医療広域連合議会では、所得割及び均等割の引上げが大幅に行われ、大幅な保険料率の上昇が見込まれています。既に過重な保険料をさらに引き上げることは、高齢者の命を脅かすものです。厚労省は全世代型社会保障だとして、後期高齢者の保険料の伸び率を現役世代と同じにするとして、負担増を進めています。しかし、加入者の約6割が年金収入211万円以下で余裕などなく、保険料の値上げが大きな打撃です。多くの高齢者が保険料を払うことができていません。医療や介護に費用がかかり家計を圧迫しています。保険料は上がり続け、窓口負担も1割から2割に引き上げられ、医療の抑制につながっています。そもそも75歳以上は他の年齢より病気を抱えることが多くなり、その年齢で強制的に切り分けた後期高齢者医療制度は医療費が増え続けることが前提の医療制度となり、その構造も問題です。年金で暮らす高齢者にさらなる追い打ちをかける保険料引上げは行うべきではありません。また、国民の反対が根強いマイナ保険証の利用も大きな問題です。12月に実施すれば混乱が避けられず、医療を受ける権利が侵害され、混乱が生じることが懸念されます。国に対してマイナ保険証への一体化方針は撤回することを申し入れることが必要であることを申し述べて、反対討論といたします。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第23、議案第29号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

賛成多数であります。よって、議案第29号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第24、議案第30号の討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第24、議案第30号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第30号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第25、議案第31号の討論を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

令和6年度芦屋町給食センター特別会計予算に対する反対討論を行います。

令和6年度の給食センター特別会計の給食収入は、給食費が前年より147万1,000円増額しています。これは食材の高騰により給食費の値上げにより増大したものです。2019年、文部科学省が学校給食や教材、修学旅行費などの学校徴収金について未納金の督促を含めたその徴収管理について、地方自治体が担っていくべきという公会計化の推進の通知を出しています。それにより、芦屋町でも給食費の公会計化がなされています。公会計化のポイントは、事務手続を学校から教育委員会へ引き上げるだけではなく、その費用が自治体の収入・支出として扱えるということ、公金化されるということです。公金化されると、納められた給食費は自治体の収入とみなされます。そして、食材を買った分だけ自治体が支出する。公金化されていれば未納が発生した場合や急な物価の上昇に対応して、足りない部分を自治体の補正予算で補填できます。公金化により徴収・督促に係る重い負担、円滑な給食費の補填の必要性を自治体が知ることができます。それを安易に給食費の値上げで対応すれば、給食費の値上げはとどまることを知らなくなります。ウクライナ情勢に伴い、円安・物価高騰が押し寄せている中で、多くの自治体が給食費の値上げの抑制や給食費の無償化に取り組んでいます。その流れに逆行する芦屋町の給食費の値上げは認めることはできません。食材費等の不足分は補正予算で対応すれば済むことで、芦屋町ではそれに対応できると思います。

以上のことから反対いたします。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第25、議案第31号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

賛成多数であります。よって、議案第31号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第26、議案第32号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第26、議案第32号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第32号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第27、議案第33号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第27、議案第33号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第33号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第28、議案第34号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第28、議案第34号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第34号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第29、議案第35号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第29、議案第35号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第35号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第30、発議第1号の討論を許します。妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

9番、妹川です。

発議第1号、芦屋港レジャー港化の早期実現を求める決議について、反対の立場で反対討論に参加します。

この議案書の中——、決議を見てみますと決議案の3つの柱の内容は1、2、3ありまして、1 芦屋港レジャー港化の早期実現、2 海浜公園への回遊性向上、3 中央病院跡地の有効利用というように3点ありますが、そもそも芦屋港レジャー港化というのは、福岡県が芦屋港にボートパークを打ち出した際に、芦屋町はそれに便乗して芦屋港レジャー港化と位置づけ、「芦屋の海は1丁目1番地、海の魅力を最大限に生かしていく。」という町長の鶴の一声で進められてきたものと考えます。当時の新聞記事に、「事業主体の決め方や整備費用の案分問題で、いずれは混乱が生じるかもしれない。」というような記事もありました。今まさに、そういう時期ではなかろうかと思っています。町はバラ色に塗り固めた基本計画を策定し、夢を追い求め続けてきましたが、それ

はどこまでも夢見る夢でしかなく、私は玄海レク・リゾート計画が破綻した経緯をつぶさに知る者として、「同じ道をたどるのではないか。」と当初より実現不可能な課題があるということを指摘続けてきました。それを挙げますと、平成30年1月の芦屋港活性化推進委員会において「概算事業費36億円は芦屋町の身の丈に合わず、町民に理解される金額なのかと疑問である。予算規模の小さな芦屋町にとって大きな負担になることが懸念される。」といった指摘が出ていることを紹介しました。芦屋町は遠賀4町の中で唯一の過疎の町です。人口減少、少子化高齢化の荒波に飲み込まれている。そういった中で、初めに借金ありきの財源確保策が将来世代にツケを回すことになる。そういう危険な財政運営であることも指摘してきました。

3番目にレジャー港化が進められている芦屋海岸の実態についてですが、芦屋港は昭和61年に完成しました。建設以来、砂の堆積と広大化が顕著になり、自然破壊と景観の破壊が進み、その上、里浜づくりと称して松植樹をボランティアに要請し、しかしながら、海岸の荒廃ぶりは深刻さを増し、非常事態であることにもかかわらず、町も県も一向に改善しようとしておりません。この実態を見過ぎて、レジャー港化を推進することが理にかなっているのか、私はこのありさまがレジャー港化事業のリスクになることは必至であると指摘してきました。議員の皆さんはこの最悪な現況を見れば、海浜公園の回遊性の向上とか、程遠いものであることが認識されるのではないのでしょうか。一方、現場を見た町民の多くは、「誰がこんな荒れ果てた海岸にしたのか。」と憤り、また海岸線に沿った白い砂浜は遠のきあることも波の音も聞くことができなくなっています。「美しく、何物にも代え難いふるさとである芦屋の浜を失い、次世代の子供たちに本当に申し訳ない気持ちで胸が痛む。」との声も紹介しました。

こうした芦屋海岸を町長は「海の魅力」と言ってきましたが、客観性のない絵空事にすぎず、現状に正面から向き合うという行政の基本を欠いた、むなしく空々しい言葉と私は考えています。他方、芦屋町議会は芦屋海岸の実情について、県が実施した芦屋港建設の実態と弊害、また芦屋海岸の自然環境、景観に及ぼした影響、並びに今日に至った経緯について調査し、チェック機能としての役割、責任を果たしてきたのでしょうか。私は議会の中で、響灘海域で海砂採取による海底の環境破壊に心を痛め、またそれに伴って砂業者の運搬用の大型トラックの運行による地域住民の不安な声を紹介してきました。それらの課題を解決することなく、町は莫大な税金を使ってレジャー港化を推進してきましたが、結局絵に描いた餅であることが明らかになったのではないのでしょうか。それは集客力を期待していた事業の目玉である全天候型施設がまず頓挫し、破綻したことです。交付金3,894万円が無駄になり、どぶに捨てたようなものではありませんか。推進してきた関係者は誰も深刻な意を表わさず、説明責任も果たしていません。この重大な責任は執行部だけの問題ではなく、チェック機能を果たさなかった私たち議会議員の責任でもあります。先日、総務財政委員会で頂いた芦屋港レジャー港化の進捗状況についての資料には、1海釣

り、2ポートパークなど10項目における今後の整備のスケジュールが示されています。プロムナード、1号上屋、駐車場など建設費用をどちらが負担するのか。県がするのか、町が負担するのか協議中であると。この問題はもう数年前からの課題であります。まだ未定であるということに呆れるばかりです。特に飲食直売整備計画は、福岡県所有の上屋を活用するためにリノベーションなのか、建て替えなのかについても未決定と聞いて口が塞がらない状況です。このように整備主体、また事業主体そのものが決まらない中で、芦屋港活性化推進費1億3,660万円を予算化されましたが、全天候型設備が頓挫したこと、同じ轍を踏み破綻の道を歩むのではと危惧しております。

最後に中央病院跡地の有効利用についてですが、健康温泉施設の項目は、町がいう多世代利用型と私は見っていますが、芦屋港レジャー港化と抱き合わせたものと判断しています。町の老人憩の家廃止案に対する代案と思いますが、それを今回の決議案に取り入れる前に、老人憩の家廃止論の検証をまず、議会議員が行うべきではないでしょうか。町は老人憩の家の廃止の方針を打ち出していますが、私の今回の一般質問で、町が提示した廃止案の理由付けについて何ひとつ理由付けにならないと、個々の項目について実施をしてきました。また、2月の説明会で、「あくまでも案であり、決定ではない。」と課長が発言いたしました。これに対し、ある町民から今回の利用者の意見を受けて、「町の方針が変わったのか、変わらなかったのか。その理由を含めて、町民にフィードバックしてほしい。」との意見が出され、課長は6月に「難しいかもしれませんが、報告する。」と了承されています。何ととっても町民の約束ですよ。（「議長。」と呼ぶ声あり。）現在は福祉課としては、廃止案について再検討中であると私は信じています。また、憩の家は、芦屋憩の家条例――。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

に基づく施設であり、その辺の

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

整理も必要になって

○議長 内海 猛年君

妹川議員。決議案の反対ですから、この決議案に対してどう思うかを言われて、反対討論をしてください。思いじゃなくて反対討論です。

○議員 9番 妹川 征男君

反対討論、これのね。いいですか。この決議案には中央病院跡地の有効利用として、この何ですか——、健康温泉施設の建設を書かれてあるじゃないですか。

○議長 内海 猛年君

だから不要な。

○議員 9番 妹川 征男君

だからそれに関わる件で——。

○議長 内海 猛年君

だからそれは不要であれば不要で構いませんので。

○議員 9番 妹川 征男君

あと30秒で終わります。

○議長 内海 猛年君

はいどうぞ。

○議員 9番 妹川 征男君

何といってもね、町民との約束であり、現在は、福祉課としては福祉案について再検討中であると私は信じています。また、老人憩の家は芦屋町老人憩の家条例に基づく施設であり、その辺の整理も必要になります。このような状況の中でレジャー港化と抱き合わせた決議案は、安直過ぎて私は容認できません。最後に、レジャー港化が計画段階で頓挫した場合、健康温泉施設は同時に破綻の道をたどることになりはしませんか。

以上、町政のチェック機能として、このように先走る芦屋町行政をチェックするのが議会の役割だと私は信じています。今回の決議文は、それとは逆に事業の進捗を急がせるようなものであり、議員としてはとても容認できません。一旦立ち止まってレジャー港化計画を見直さなければならぬ。この時期に事業を急がせるような決議文は、町民は納得しないと判断し、この部分には反対いたします。

○議長 内海 猛年君

ほかにありませんか。貝掛議員。

○議員 8番 貝掛 俊之君

8番、貝掛です。

芦屋港レジャー港化の早期実現を求める決議について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この芦屋港レジャー港化に向けてはですね、思い起こせば2007年でしょうか。波多野町長が初当選して、その当時の大きなマニフェストの柱の中に、「芦屋町は、海が宝である。」と。「海を生かしたまちづくりを進めていくんだ。」というところで政策を打ち出したわけでございます。

そんな中で、今現在ある芦屋港湾ですね、昭和61年、産業港として竣工したわけでありましてけれども、当初のですね、調査を進めていくと実に3分の1以下の利用状況、残りの3分の2以上は有効活用されてないという状況でありました。県全体の港の利用率としても、実にシェアが0.06%でしょうか、そういった状況であり、実に後背地が有効活用されてないということで、「ここは、ぜひ芦屋港レジャー港化にして、有効活用していきましょう。」そういった町長の政策が明確になり、我々はそれに賛同してこれまで一丸となって推進してきたわけでありまして。そして、やっと12年経ってですね、町長。2007年からやっとこの基本計画が19年できました。いよいよ、これが実現に向けて動き出したと思っておりますが、この5年間の状況を見て、先般の9月の一般質問でも私言いましたけれども、砂像が突如、砂像の展示施設が突如中止になったこと等々を鑑みますと、どうも今この芦屋町の港湾レジャー港化に対する進捗状況と申しますか、推進がどうも歯車がかみ合っていないのじゃないかなという懸念が私にはあります。そういった中で今回、辻本議員が決議案を出されたわけでございますけれども、やはりこれは、芦屋町の執行部に対して叱咤激励の決議案であると私は認識して賛同するところでございます。

まず、具体的に随時、賛成の趣旨を述べていきますけれども、まずは1号上屋のリノベーション計画ですね、(3)、大きな1の(3)の1号上屋のリノベーションの計画。これにつきましては「早急に整備方針を決定し県の開業に合わせる」ということではございますが、1号上屋、つまり望海団地から真っすぐ海のほうに行くと、ちょうど90度にカーブになってますが、その前に大きなコンクリートの建物があります。あれが1号上屋であります。あそこをどうするのか、物販販売いろんな飲食店の設備を整えていくのか、そういうのを決定してするということはつまり、その隣の駐車場、それからその前のプロムナードも一緒に整備するべきではないかと私は考えるわけです。というのはですね、県は令和8年にレジャー港化、ボート係留施設、海釣り公園等を開業すると言っています。そうなれば当然人の出入り、車の出入りも出てくるわけですから、やはり1号上屋、どうするか、そして隣の駐車場、そしてその前のプロムナードは令和8年の県の開業に向けて、間に合うように進めていかなくてはならないということで、賛成するわけでございます。

それから大きな3番目、中央病院跡地の有効活用でございますけれども、「港湾から港湾緑地と中央病院跡地に至るエリアは、レジャー港化と併せて整備すべきである」と書いてあります。私はこれ、昨年9月の一般質問でレジャー港化について質問した際に、同じようなことを提案いたしております。やはり大きな立場で、観点で進めていくべきと考えるわけでございます。そして、この1番最後の行に妹川議員がこの温泉施設の建設に関して、ちょっと老人憩の家と関連した形で反対の討論をされましたけれども、この老人憩の家と、今回、この健康温泉施設を建設ということは全くちょっと切り離して考えないといけないというわけでありまして。この温泉施設

というのはですね、この老人憩の家ではなくて代替案ではなくて、これは、小さな子供さんからお年寄りまで全員が芦屋町の皆さんが享受できる施設であります。そして、この温泉を仮にですね、温泉が湧き出したとすれば、これは町外から大きな集客になって経済効果が期待できるのではないかと。そしてまた、温泉が湧いて、欲を言うならパイプラインを引いて国民宿舎につないで国民宿舎、マリントラスですね、マリントラスにパイプラインをつないで、マリントラスでも温泉に入れると。温泉を冠にマリントラスが営業すれば、さらなる集客を見込める。そういった観点から住民福祉の向上と全ての住民ですよ、小さな子供からお年寄りの方まで皆さんが享受できる施設ができて、そして、なおかつ経済効果にも波及できるという観点から、この温泉施設建設に関して私は賛成をいたします。

そして、1番肝になるんですけども、最後になりますけども、大きな1の2推進体制の抜本の見直し。これが私にとっては非常に重要なところではないかと。つまるところ1番最後の行あたりですね、「関係各課を加えて副町長をトップとした組織体制により取り組むこと。」と。今までこの芦屋町で様々な事業を進めてきたと思いますが、このように、芦屋町の10年、20年後を大きく左右するようなこんな事業であり、各課にわたって関連するような事業というのは、いまだかつてなかったのではないのでしょうか。

今回のレジャー港化に関してはですね、当然、1号上屋のリノベーションに含めて、物販の販売あるいはいろんな飲食店、レストラン等検討されると思いますけども、当然産業観光課の力も借りなくちゃいけないと思います。いろんな工事、いろんな建設事業が進めていくに当たってはですね、都市整備課のお力も借りないかん。そして財源確保のためには財政課のお力も借りないけんと思いますし、そして今回一体的に中央病院跡地も含めた一体的な開発をするに当たってはね、これはランドデザインといいますか、都市計画ですね。企画政策課のお力も借りないけんと思いますし、競艇場もですね、やっぱり財源確保、足りなかつたら頼るところもありますから、今までどおりですね、本当に収益上げるように頑張ってもらわないかん。つまるところ、このように各課が連携して進めていかなければならない事業で、この推進室長がこれを引っ張っていくというのは、やっぱりすごい荷が重いのではないかと私は考えます。志村室長の力量を否定しているわけじゃありません。やはり、こういった大きな事業に関しては、やっぱり副町長、行政のトップがしっかりと各課をマネジメントして、そして、とにかくおれが仕切ると――。

○議長 内海 猛年君

貝掛議員。賛成討論は議員さんに対して物申すもので、行政に対して物申すものではございませんので気を付けてください。

○議員 8番 貝掛 俊之君

はい、申し訳ございません。私が要するにはですね、つまるところ、この芦屋町推進、レジャ

一港の推進に関しては、やはり副町長をトップとして進めていくべきと考えます。

以上のことから、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長 内海 猛年君

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第30、発議第1号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 内海 猛年君

賛成多数であります。よって、発議第1号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査について、それぞれの再付託の申出があります。つきましては、この申出のとおり再付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、討論及び採決を終わります。

次に、新たな議案が提出されております。

お諮りします。日程第31、議案第36号及び日程第32、議案第37号の各議案については、この際一括議題として上程し、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

それでは、本日追加提案いたしております各議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まずは条例議案でございます。

議案第36号の芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和6年能登半島地震災害における被災者の負担軽減を図るため、個人住民税の雑損控除の特例措置に係る地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和6年2月21日に公布、施行されたことに伴い、条文を追加するなど所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

最後に、補正予算議案でございます。議案第37号の令和5年度芦屋町一般会計補正予算（第8号）につきましては、歳入歳出それぞれ1,000万円の増額補正を行うものでございます。歳入につきましては、財政調整基金繰入金を増額計上しています。歳出につきましては、令和6年能登半島地震災害義援金等を計上しています。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず日程第31、議案第36号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第36号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第32、議案第37号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第37号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第31、議案第36号及び日程第32、議案第37号の各議案については、別紙のとおり、総務財政委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまから、しばらく休憩いたします。

午前 11 時 09 分休憩

.....
午前 11 時 34 分再開

○議長 内海 猛年君

再開します。

お諮りします。日程第 3 1、議案第 3 6 号及び日程第 3 2、議案第 3 7 号の各議案については、総務財政委員会に審査を付託しておりましたので、これを議題とし、審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

総務財政委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。

○総務財政常任委員長 本田 浩君

報告第 7 号、芦屋町議会議長、内海猛年殿、総務財政常任委員会委員長、本田浩。

総務財政常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 7 7 条の規定により報告をします。

議案第 3 6 号、満場一致、原案可決。

議案第 3 7 号、満場一致、原案可決。

以上、報告を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で報告は終わりました。

ただいまから、審査結果の報告について質疑を行います。

総務財政委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、総務財政委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論及び採決を行います。

日程第 3 1、議案第 3 6 号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第31、議案第36号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第36号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第32、議案第37号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第32、議案第37号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第37号は原案を可決することに決定いたしました。

以上で、討論及び採決を終わります。

_____ . _____ . _____

○議長 内海 猛年君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、併せて令和6年第1回芦屋町議会定例会を閉会いたします。

長い間の御審議お疲れさまでした。

午前11時37分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員